定　　款

東洋テック株式会社

東洋テック株式会社　定款

第1章　総　則

（商号）

第　1　条　　当会社は、東洋テック株式会社と称する。
英文では、TOYO　TEC　CO.，LTD. と表示する。

（目的）

第　2　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物、催物、財産などの警備保全に関する業務
2. 警備および安全に関する調査、相談、指導に関する業務
3. 現金、貴金属、有価証券、貴重品類などの輸送警備に関する業務
4. 貨物自動車運送業務および自動車運送取扱業務
5. 売上金管理ならびに現金自動支払機、現金自動預金支払機等の運行管理に関する受託業務
6. 建物、付帯設備などの安全管理、保守点検ならびに清掃に関する業務
7. コールセンターに関する事業
8. 高齢および心身の障害により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活介護、通院介助および健康管理を行う業務ならびに介護用品、介護機器、健康器具の販売および賃貸に関する業務
9. 防犯、防火、防災、安全、衛生、医療、食品、清掃、環境および省エネルギーに関する設備、機器、用材、システムなどの開発、製造、賃貸、リース、販売、斡旋および取付工事ならびに運営、コンサルティングに関する事業
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
11. 不動産の売買、仲介、斡旋、投資（匿名組合、投資事業有限責任組合等への出資を含む)、賃貸および管理に関する業務
12. 建築工事、大工工事、屋根工事、タイル・レンガ・ブロック工事、左官工事、土木工事、管工事、造園工事、石工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気工事、電気通信工事、建具および消防設備工事に関する調査、企画、設計、監理、改修、施工の請負およびコンサルティング事業
13. 前号各種工事に係る設備および関連資材の販売ならびに賃貸に関する事業
14. 駐車場、洗車場の設置および付帯設備の管理、保守、衛生、清掃業務ならびに賃貸に関する事業
15. 文書、伝票等事務用記録類、事務用機器類、家具類および美術工芸品、宝石貴金属類の保管管理ならびに格納庫および格納室の賃貸
16. 電気通信機器ならびにオフィス・オートメーション機器の販売・賃貸および販売の仲介に関する業務
17. 電気供給契約に係る業務の受託
18. 情報処理、提供その他情報サービスに関する業務
19. 情報通信システムに関する設備、装置、ソフトウェアおよび機器等の開発、製造、賃貸、販売
20. 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第　３　条　　当会社は、本店を大阪市におく。
（機関）
第　４　条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人
（公告方法）
第　５　条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　式

（発行可能株式総数）
第　６　条　　当会社の発行可能株式総数は、２,０８０万株とする。
（単元株式数）
第　７　条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（単元未満株式についての権利）
第　８　条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
（株式取扱規則）
第　９　条　　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める「株式取扱規則」による。
（株主名簿管理人）
第　１０　条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章　株 主 総 会

(招集)
第　１１　条　　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
２．　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（基準日）
第　１２　条　　当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集権者および議長）
第　１３ 条　　株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．　取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（決議方法）
第　１４ 条　　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第 309 条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（電子提供措置等）
第　１５ 条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（議決権の代理行使）
第　１６ 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。
２．　この場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取締役および取締役会

（取締役会の員数）
第　１７ 条　　当会社には、取締役 12 名以内を置く。
（取締役の選任方法）
第　１８ 条　　取締役は、株主総会において選任する。
２．　取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期）
第　１９ 条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
（代表取締役および役付取締役）
第　２０ 条　　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集者および議長）
第　２１ 条　　取締役会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
２．　取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）
第　２２　条　　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より３日前までに発するものとする。
ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
２．　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略）
第　２３　条　　当会社は、取締役が取締役会の決議について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
（取締役会規程）
第　２４　条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。
（取締役の報酬等）
第　２５　条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）
第　２６　条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。

第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）
第　２７　条　　当会社には、監査役 4 名以上を置く。
（監査役の選任方法）
第　２８　条　　監査役は、株主総会において選任する。
２．　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期）
第　２９　条　　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
２．　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
（常勤の監査役）
第　３０　条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。
（監査役会の招集手続）
第　３１　条　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発するものとする。
ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
２．　監査役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第　３２ 条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。
（監査役の報酬等）
第　３３ 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除）
第　３４ 条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定するいずれか高い額とする。

第６章 計　算

（事業年度）
第　３５ 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。
（期末配当金）
第　３６ 条　　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金）
第　３７ 条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
（自己株式の取得）
第　３８ 条　　当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。
（期末配当金等の除斥期間）
第　３９ 条　　期末配当金および中間配当金が、支払を開始した日から満３ヵ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
なお、未払の期末配当金および中間配当金には利息を付さない。

改 定 の 沿 革

昭和４７年１１月　一部改定
昭和４８年　５月　一部改定
昭和５０年　１月　一部改定
昭和５１年　２月　一部改定
昭和５２年　２月　一部改定
昭和５７年　２月　一部改定
昭和５８年　２月　一部改定
昭和５９年　２月　一部改定
昭和６０年　２月　一部改定
昭和６１年　２月　一部改定
昭和６１年　８月　一部改定
昭和６２年　２月　一部改定
昭和６２年　６月　一部改定
昭和６２年１０月　一部改定
昭和６２年１２月　一部改定
昭和６３年　３月　一部改定
昭和６３年　４月　一部改定
平成　元年　６月　一部改定
平成　２年　６月　一部改定
平成　３年　６月　一部改定
平成　５年　６月　一部改定
平成　６年　６月　一部改定
平成１０年　６月　一部改定
平成１４年　６月　一部改定
平成１５年　６月　一部改定
平成１６年　６月　一部改定
平成１８年　６月　一部改定
平成１９年　６月　一部改定
平成２０年　６月　一部改定
平成２１年　６月　一部改定
平成２３年　６月　一部改定
平成２６年　６月　一部改定
平成２８年　６月　一部改定
令和　４年　６月　一部改定
令和　５年　６月　一部改定
令和　８年　６月　一部改定